

姫 監 公 表 第 3 号

令和 3年 2月 22日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	酒 上 太 造
同	駒 田 か す み

令和2年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 健康福祉局定期監査並びに関係出資団体監査及び指定管理者監査結果報告書
- 2 教育委員会事務局（前期）定期監査結果報告書
- 3 公平委員会事務局定期監査結果報告書
- 4 市民局定期監査結果報告書
- 5 こども未来局定期監査結果報告書
- 6 都市拠点整備本部定期監査結果報告書

令和2年度 教育委員会事務局（前期）定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

教育委員会事務局（前期）

生涯学習部 文化財課、市史編集室

出先(教育)機関 美術館、日本城郭研究センター（城郭研究室、城内図書館）、姫路文学館、書写の里・美術工芸館、埋蔵文化財センター

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和2年9月8日から同年11月20日まで

2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 観覧料等収納金払込事務（美術館）

この事務について関係書類を調査したところ、私人に委託している観覧料の徴収事務について、契約書に定めてある収納金の金融機関への払込期日か

らの遅延が一部認められた。

観覧料の徴収事務に係る委託契約書に収納金の金融機関への払込期日は定められているものの、姫路市会計規則に基づき適正な収納金の払込期日に改められたい。

イ 目的外使用許可に係る収入関係事務（城内図書館）

この事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。納期の到来している未収金については、早期徴収に努められたい。